



決め手は、青森県産。



特産果樹生産情報第7号
(最終号)

令和4年9月30日発表
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

風害防止対策や雪害防止対策を万全に！
園地を清掃し、野ネズミや病害虫の密度低下を図ろう！！

I 要約

- 台風の接近や強風に備え、棚や支柱、防風網などを再度点検し、必要に応じて補強や補修を行うなど風害防止対策に万全を期す。
- 収穫を終えたぶどう、おうとう、もも、うめ・あんず園地では、10月上旬～中旬に標準施肥量の60～80%程度を施用する。
- 園地の清掃や酸性土壌の改良、野ネズミ対策、雪害防止対策を徹底する。
- うめ・あんずは、休眠期のコスカシバ対策を徹底する。

II 特産果樹生産情報

1 生育概況

ぶどうスチューベンの収穫始めは、弘前市（県生育観測ほ）で平年並の10月1日頃と見込まれる。

西洋なしゼネラル・レクラークの収穫始めは、南部町（県生育観測ほ）で平年より9日早い9月9日であった。

2 作業の重点

(1) 各樹種共通

ア 風害防止対策

台風の接近や強風に備え、棚や支柱、防風網などを再度点検し、必要に応じて補強や補修を行う。

幹や主枝などに空洞が生じている樹は支柱で支え、縄などで補強する。幼木は倒伏しやすいので支柱を立てて結束する。

イ 園地の清掃

野ネズミの被害を防止するため、園地を清掃し、果実などえさとなるものを処分する。

病害虫の発生が多かった園地では、越冬菌などの密度を低下させるために、落葉や落果を集めて土中に深く埋めるなどして処分する。特におうとうの灰星病のミイラ果は適切に処分して菌密度の低下を図る。

ウ 施肥（基肥）

ぶどう、おうとう、もも、うめ・あんずの基肥は下表を目安に施用する。

施肥量は園地の土壌条件や樹勢によって加減する。

基肥の施用時期と施肥割合

樹種	施用時期	標準施肥量 (kg/10 a、成木)			施肥割合 (標準施肥量に対して)
		窒素	リン酸	カリ	
ぶどう	10月上～中旬	15	10	10	60～80%
おうとう	10月中旬	15	6	12	80%
もも うめ あんず	10月上旬	14	6	10	80%

エ 土壌改良

(ア) 有機物及び石灰質肥料の施用

土壌の酸性化防止と土づくりのため、有機物や石灰質肥料を施用する。施用後は必ず5 cm程度の深さで軽く耕耘する。酸性土壌を改良する場合は、必ず土壌分析を行い、必要な量の改良資材を施用する。

(分析の依頼先：JA全農あおもり土壌分析センターか最寄りのJA等)

(イ) 排水対策

おうとう、ももは耐湿性が弱く湿害を受けやすいので、地表停滞水の排水や地下水位の低下を図るため、暗きょなどの排水対策を必ず実施する。

オ 苗木の植え付け

欠木の多い園地では補植を行う。冬期間に寒害や雪害を受けるおそれがあるので、苗木の植え付けは、春植えが望ましい。春植えは4月中旬頃までに行う。

排水不良地では、植え穴に水が集まり湿害を受けやすいので、排水対策を十分に行ってから植え付ける。

カ 野ネズミ対策

苗木や若木は、野ネズミの被害を特に受けやすいので、食害防止対策を徹底する。防止効果の高い時期は積雪前と融雪後である。

(ア) 被害の回避

積雪前に果実や作物の残さなどをきれいに片づけ、幹の周囲を清耕し、野ネズミが巣を作るのを防ぐ。

地上1m位の高さまで（積雪の多い所ではさらに上まで）合成樹脂のプロテクターなどの被覆資材を巻き付ける。

おうとうでは根雪前に、樹冠下に忌避剤（フジワン粒剤）を処理し、食害を防止する。

(イ) 駆除

果樹園で使用できる殺そ剤を使用し、野ネズミの密度低下に努める。殺そ剤以外では、ネズミ取り器などを園地及び園地の周囲に仕掛けて捕殺する。忌避剤や殺そ剤の使用に当たっては、農薬の使用基準を遵守する。

キ 雪害防止対策

(ア) 積雪前の対策

苗木は支柱を立てて枝をひもなどで結束する。成木で雪害を受けそうな枝には支柱を入れるとともに不要な枝は大枝単位で剪去する。裂開の生じている樹は、カスガイやボルトで補強する。

(イ) 積雪期間中の対策

大雪の際は、雪が新しく軽いうちに樹の雪下ろしを行う。雪中の枝先は、雪が新しいうちに抜き上げる。融雪期に入ったら随時園地を見回り、枝を引き上げる。

(ウ) 融雪促進剤の利用

事前に融雪促進剤を園地に運搬しておく。2月以降数回にわたり、晴天が数日続く日を選んで散布する。

ク 核果類のコスカシバ対策

うめ・あんずは「休眠期（落葉後～催芽前）」に、ガットキラー乳剤100倍を枝幹部と地際部に薬液が十分かかるように手散布する。

おうとう、ももは「開花前」（4月中旬）にフェニックスフロアブル500倍を樹幹部に薬液が十分かかるように手散布する。

（2）ぶどう

ア 収穫

スチューベンは、果皮色が紫黒色となり、果粉に覆われ、品種固有の食味に達してから収穫する。

シャインマスカットは、外観では収穫適期の判定が難しいので、糖度（18%）、食味を確認してから収穫する。収穫が遅れると果皮の黄変や果肉の軟化により商品性が低下する。特に、結実初期の若木では熟期が早まる傾向があるので留意する。

＜収穫時の留意事項＞

（ア）朝夕の果実温度の低い時間帯に収穫する。

（イ）完熟果でも降雨があった直後は糖度が低下し、輸送中の腐敗も多くなるので、なるべく晴天時に収穫する。

（ウ）脱粒したり果粉が落ちたりするので、穂軸を持って丁寧に扱う。

イ 貯蔵

貯蔵用の果実は、収穫後速やかに冷蔵施設へ搬入する。果軸が太く、果房全体が引き締まり果粒に張りのあるものとし、穂軸は長めとする。裂果粒や腐敗粒は取り除く。

スチューベン、シャインマスカットは、普通冷蔵（温度0℃、湿度約95%）で約2か月間の貯蔵が可能である。なお、シャインマスカットは、プラスチック容器で穂軸から水分補給することにより、約4か月間の長期貯蔵が可能となる。貯蔵限界の目安は穂軸、果軸の萎縮や褐変が軽く見られ始め、果房当たり1～2粒が脱粒し始めた頃である。



プラスチック容器の装着

灰色かび病は5℃以上の多湿条件で多発しやすいので、貯蔵温度は0℃付近に保持する。貯蔵中に発病した果粒、果房は随時取り除く。

ウ 剪定

剪定は落葉後早めに行う。特に多雪地帯では、垣根など施設を含め、雪害を受けるおそれがあるので遅れないようにする。

結果母枝を1～2芽残して切る短梢剪定（図1）と5～10芽残して切る長梢剪定（図2、図3）の2種類の剪定法があり、品種ごとに望ましい剪定法は下表により選択する。

晩腐病や黒とう病などの越冬源となる架線の巻きひげや被害枝は除去し、適切に処分する。

垣根仕立てにおける品種と望ましい剪定法

剪定方法	品 種
短梢剪定	キャンベル・アーリー
長梢剪定	スチューベン、シャインマスカット※

※シャインマスカットは短梢剪定栽培も可能である。

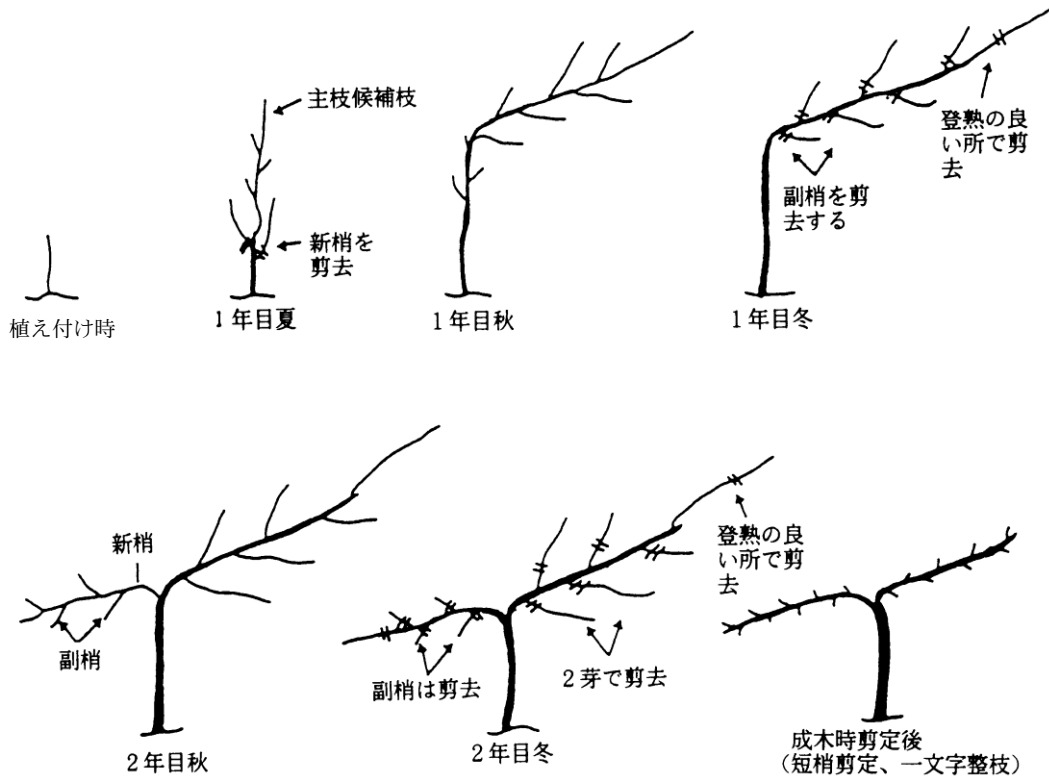


図1 短梢剪定の仕立て方

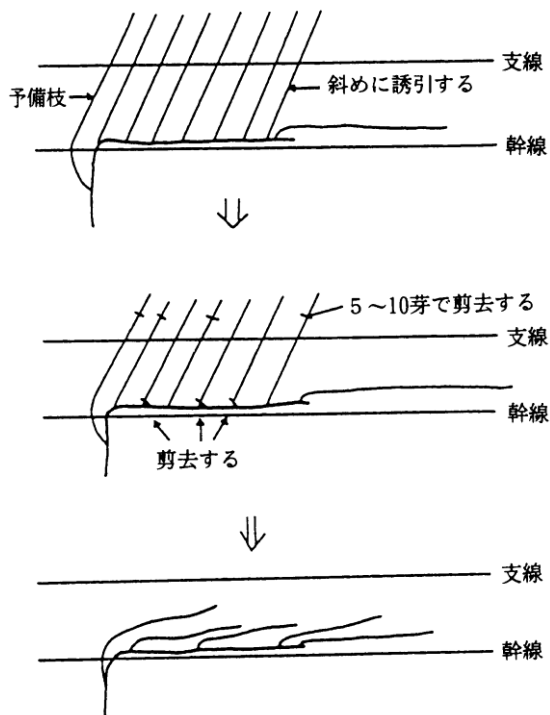


図2 長梢剪定の仕立て方

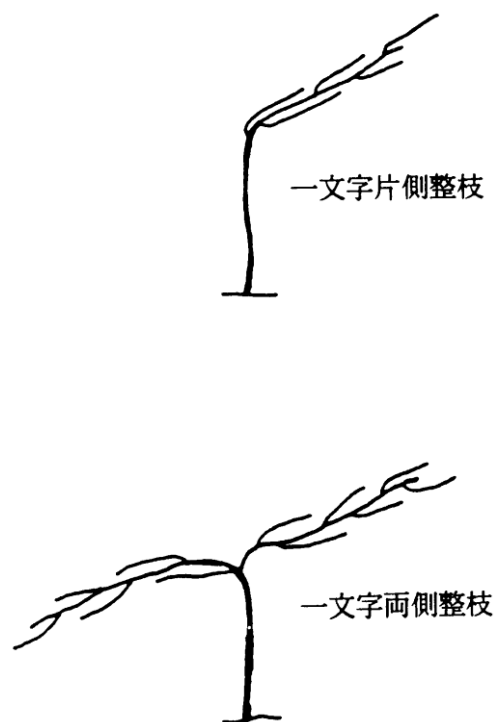


図3 成木時の長梢剪定後の樹姿

エ 眠り病対策（スチューベンなど）

眠り病は、着果過多や結果枝の徒長、遅伸びなどにより樹体が充実不良となり耐寒性が低下し発生する。

発生を防止するため、主幹や主枝部を稲わらやポリエチレンフィルムなどの被覆資材で被覆し、寒さや乾燥から樹体を保護する。

春遅くまで被覆しておくとも発芽が早まり、晩霜害を受けることがあるので、4月に入ったら早めに被覆資材を取り除く。

オ 褐斑病、べと病対策

越冬源となる被害落葉は集めて適切に処分する。

(3) も も

ア せん孔細菌病対策

薬剤散布だけで被害を防ぐことは困難であることから、防風対策や耕種的防除を組み合わせた総合的防除を徹底する。

夏型枝病斑や果実被害が多かった枝は、翌年の伝染源になるので、剪定時に切り取り、適切に処分する。

イ 縮葉病対策（令和5年春）

「発芽前」にキノンドー水和剤40の500倍、チウラム水和剤500倍（チオノックフロアブル、トレノックスフロアブル）、石灰硫黄合剤7倍のいずれかを散布する。

「発芽前」の薬剤散布が防除の基本であるので、丁寧に散布する。

(4) な し

ア 収穫（ラ・フランス）

収穫始めは、満開日からの日数165日（五戸：本年10月8日）、ヨードでんぶん反応指数1～1.5、地色指数2～2.5（「日本なし地色用カラーチャート」を使用し、果実のていあ部（尻の部分）のコルク層を薄くはぎ、変色しないうちに比色）を目安に、総合的に判断する。

イ 追熟（ラ・フランス）

追熟の適温は10～15℃である。追熟の揃いを安定させるため、収穫後、速やかに冷蔵施設へ搬入し、2～5℃で7～10日予冷する。

追熟完了の目安は果実を軽く指で押してみて、押し跡がつく頃である。

ウ 長期貯蔵（ラ・フランス）

貯蔵用の果実は適期に収穫したものを扱い、収穫後、速やかに冷蔵施設へ搬入する。温度0℃、湿度90～95%で約4か月間の貯蔵が可能である。

なお、長期間冷蔵貯蔵した果実の追熟は15℃以下の低めの温度で行う。

エ シンクイムシ類対策

被害果をそのまま放置すると次世代の発生源となるので、7日間以上水に漬けるか、穴を掘り10cm以上の土をかぶせて埋める。

(5) うめ・あんず

ア カイガラムシ類対策（令和5年春）

「発芽前」に石灰硫黄合剤7倍を散布する。カイガラムシ類の発生が多い樹では、ワイヤーブラシなどで越冬成虫を落としてから石灰硫黄合剤を散布する。

なお、「発芽前」に石灰硫黄合剤を散布すると、この時期の縮葉病対策の防除剤は必要ない。

《 農薬使用基準の遵守 》

農薬を使用する場合は、必ず最新の農薬登録内容を確認する。

また、短期暴露評価の導入により使用方法が変更される農薬は、登録内容の変更前であっても、変更後の使用方法で使用する必要があるため、変更の有無を次のWebサイトで確認してから使用する。

○農林水産省「農薬登録情報提供システム」

<https://pesticide.maff.go.jp/>

○（独）農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報・速報」

<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/index/index.html>

○青森県農業情報サービスネットワーク「アップルネット」農薬情報

<https://www.applenet.jp/nouyaku/>

農薬の使用にあたっては、事前に周辺住民に対し、農薬の散布日時や使用者の連絡先等を十分な時間的余裕を持って知らせる。また、農薬の飛散により、周辺作物や近隣の住宅等に被害を及ぼすことのないように農薬飛散低減対策に留意して散布する。

農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！

周辺住民及び作物に農薬が飛散しないよう留意して散布しましょう！

機械やはしごを使う際は、事故のないよう十分注意しましょう！

令和4年特産果樹生産概況は11月30日（水）発行の予定です。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

連絡先：りんご果樹課生産振興グループ

電話番号：017-722-1111代表

内線5093、5094

017-734-9492直通